

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年6月10日
発信課	福祉保険部国民健康保険課
担当者	仙座
連絡先	電 話 0166-25-6247
	FAX 0166-27-7801
	E-mail kokuho@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input type="checkbox"/> その他
日 程	【申請期限】令和3年3月31日
発表項目	新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免について (国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険)
概 要	<p>1 概要 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方又は新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は、保険料（国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険）減免に該当する場合があります。 減免の対象となる方や減免額等についての詳細は、別紙のとおりです。</p> <p>2 申請方法 受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送とします。</p> <p>3 申請期限 令和3年3月31日</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (資料：新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免のお知らせ)
報道（取材）に当たってのお願い	市役所公式ホームページや市民広報での周知をしますが、より多くの市民に情報が伝わることを期待できることから、報道についてよろしくお願いたします。
備 考	



新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料減免のお知らせ

【減免の対象となる方】

① 全額免除される場合

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方

② 一部が減額される場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)の全てに該当する方

<具体的な要件>

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入又は給与収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険の場合は除く）
- (3) 収入の減少が見込まれない種類の所得の合計額について、令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請に当たっては、収入を証明する書類が必要となります。

【減免額について】

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

◆減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）

国民健康保険	後期高齢者医療制度	介護保険
A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額（※）	A:被保険者（75歳以上）の保険料額（※）	A:第1号被保険者（65歳以上）の保険料額（※）
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額		
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額		C:主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

（※）対象となる保険料：平成31年度保険料額(令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの)及び令和2年度保険料額

◆合計所得金額に応じた減免割合（D）

国民健康保険・後期高齢者医療制度		介護保険	
前年の所得の合計額	割合	前年の所得の合計額	割合
300万円以下の場合	全部（10分の10）	200万円以下の場合	全部（10分の10）
400万円以下の場合	10分の8	200万円を超える場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6		
750万円以下の場合	10分の4		
1,000万円以下の場合	10分の2		

【申請方法】

- ① 受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**原則郵送**とさせていただきます。
- ② 申請書様式は、旭川市ホームページからダウンロードができるほか、郵送いたしますので各担当係まで御連絡ください。
- ③ 申請前に、保険料の通知書を確認の上、御不明な点があれば各担当係まで電話でお問合せください。
- ④ **申請期限は令和3年3月31日までです。納期限が過ぎても申請できます。**

【担当】旭川市福祉保険部

- 国民健康保険について…… 国民健康保険課 国保保険料係
- 後期高齢者医療について… 国民健康保険課 後期高齢者医療係
- 介護保険について…………… 介護保険課 介護保険料係

電話 (直通) 25-6247
(直通) 25-8536
(直通) 25-5356

